# 令和元年度 新島村農業委員会だより第3号

## 災害と自給的農業

新島村農業委員会長 石野 正幸

はじめに、台風15号・19号の被害に遭われた皆様に心よりお見 舞い申し上げます。自然は私たちに多くの恩恵を与えてくれますが、 時にはこのような災害をもたらします。備えを怠ってはならないこと を改めて痛感いたしました。

2018年1月の地震調査委員会(政府機関)では、南海トラフ地 震が今後30年以内に70%~80%の確立で発生するとの報告がな されました。新島村には最高で30m弱の津波が押し寄せることが予 想されます。この津波災害に見舞われれば長い期間、避難生活を余儀 なくされることになるでしょう。

災害に見舞われたとき、心配なのが食べ物の問題です。南海トラフ 地震では、首都圏でも大きな被害が予想されます。救援物資(食糧・ 燃油等)がすぐに届くという保証はありません。届かないと考えるべ きでしょう。交通事情の悪かった時代に逆戻りです。

この時、新島に伝統的自給農業が復活し根づいていれば、食糧問題 に大きな役割を果たすこととなるでしょう。野菜栽培はもとより、畜 産(養豚・養鶏等)も含め、自給自足の精神が島民の間に根ざしてい れば、災害に際しても大きなアドバンテージ(備え)になるでしょう。







台風15号通過前のサツマイモ畑

### 農作物の盗難は窃盗罪です!

はいけません。必ず許可を取ネットが張っていなくても、どんなにこっそり入っても分との表の方は、毎日畑の農作農家の方は、毎日畑の農作 えると、お金に換えられないことをご理解が、費用はもちろん、労力、盗まれたショー現金を盗むことに比べ軽く感じるかもし 【他人の畑に勝手に侵入することは不法侵入です】 17い、子供の様 7が毎日、肥照 7が毎日、肥照 様やに成り 育てて ?てています。 3水をやり、虫の除去や草取りを**(する訳ではありません。** 農家の

ryクを考 いりを考

ている耕作者の許可が必要となります。の契約を結んでいる場合、その畑に入る場合は:また、農業委員会を介して所有者と「農地貸 必ず許可を取りましょう。いなくても、他人の土地にはなり入っても分かります。フェン毎日畑の農作物を確認している 入っているため

# 【農業者の皆様へ】

防止策の強化をお願いいたします。ていただくと共に、ご自身でもネットすので、新島警察署(5-0381)会でも相談はお受けしますが、刑事事会でも相談はお受けしますが、刑事事 081) へもご相談し刑事事件でもありまわれた方は、農業委員

## ダメ!!不法投棄!!

められた方法で処分をお願いいずゴミ」となってしまいます。おっしゃる方もいますが、動かに自分の畑の東車を倉庫代わりに自分の畑の場所を を汚せば、他のゴミ投棄を有する農地に勝手に投棄しまた、例え伐採枝や雑草 さに いお他

がない置いた

します。 Vなった車は決 Vあった車は決

た

す農の。地所

果を招くことになります果してはいけません。 農粧草であっても、他人の

ります。 ってしまうということになりかねないのです。などによって、貸すことも売ることもできずにいった希望があっても、過去の不法投棄による埋設将来、畑を相続した方が貸したい、売りたいと 。い人 ゴミの投棄は決して行わればもちろん、ご自身の わないでくだの所有の農地

す産投 車缶 不 まは法

Uます。 CUて利用するのに、 にする人体にも悪影郷 なく、その後の土や佐 こういったゴミは何

**永久的で致命的な障害**とな響を及ぼします。つまり、畑作物に影響を与え、それを口何年たっても土に返ることは

(注意喚起をされらせしました)とに犯罪の件数の件数の件数を対しました)

さの数たか

様減作 っ物の

がル悲<sup>ら</sup>、をして

いも

## 台風15号、19号の被害について(式根島)

冒頭に、台風15号並びに19号により被災された方々にお見舞い申し上げるとと もに、亡くなられた方々のご冥福をお祈り致します。

この度の立て続けの台風により新島、式根島でも甚大な被害が出ました。

多分に漏れず、私のイチゴハウスも被害に遭い、三棟あるうちの二棟が半壊し、 辛うじて被害が最小限だった一棟に何とか苗を植えるも、続いて襲来した19号の 影響により被覆ビニールが破られ海水が吹き込み、せっかく植えた苗が塩害に遭

島の皆様にもある程度認知されつつあり、「今年もおいしい苺を!!」との思 いで春から苗を育てていましたが、ほぼ壊滅となり販売できるほどの収穫が難し くなってしまいました。

ハウスの建て替え等の復旧は来年になり時間と費用も掛かりますが、めげずに 頑張ります! (農業委員 綾 真吾)





▲台風15号でのストロングハウスの被害



▲台風19号でのストロング ハウスの被害

## 台風15号、19号の被害について(新島)

▶ 台風 15



近年、日本各地で異常気象による災害が多発するようになり、新島でも9月に 15号、10月に19号と続けて史上最強クラスの台風が通過し、島内各所でかなり の被害が出てしまいました。

農場でもビニールハウス等の施設被害、露地栽培作物の風・塩害、農業用水管 の破損等、秋の収穫シーズンを目の前に大きな被害が出ました。

農業は自然相手の事とはいえ、毎年異常気象が繰り返され災害が発生してしま うと、農家のみなさんや家庭菜園を楽しんでいるみなさんの生産意欲が減退して しまうのではと心配してしまいます。ですがこればかりは何とかなるものではな いので悩ましいところです。(農業委員 大沼



▲台風15号により塩害被害の あったサツマイモ畑



▲台風15号での農道の倒木被害

どによって許可できるところ 農地転用は、

農業委員会までお問い合わ詳しい申請方法については ▼畑を他の用途で使いたい

を添付の上、ご提出くだ 2も農業委員会の許可が必 ・添付の上、ご提出くださ所定の申請書に必要書類

wください。 いという方もお気軽にご相 ガは、農業委員会までお気 貸す相手が決まってい 畑を貸したい方で、 畑を貸しても良いと

例えば相続した方が島を離 届出を行っていただけると

の届け出を行う必要があ

からのお知らせ】新島村農業委員会

(5)0284